

公衆浴場の構造・衛生管理の基準と手続き

- 1 許可の必要な範囲・・・・・・・・・・1
 - (1) 「業」としての考え方
 - (2) 定義
 - (3) 公衆浴場の類型
- 2 営業許可申請時の必要書類・・・・・・・・1
- 3 構造設備基準等・・・・・・・・・・3
 - (1) 普通公衆浴場
 - (2) その他の公衆浴場
 - (3) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合
 - (4) 熱気等による入浴設備を設ける場合
 - (5) 屋外に浴槽を設ける場合
- 4 衛生管理基準・・・・・・・・・・9
- 5 その他手続き・・・・・・・・・・12
 - (1) 新設以外の許可申請
 - (2) 承継承認
 - (3) 変更・廃止
- 6 許可までのフローチャート・・・・・・・・14
- 7 関係機関一覧・・・・・・・・・・15

1 許可の必要な範囲

(1) 「業」としての考え方

業として経営することとは、その行為が社会性をもって行われ、かつ反復継続の意思をもって行われることをいいます。従って、相手が不特定多数であるか否か、対価をとるか否か等は関係ありません。

(2) 定義

「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。

(3) 公衆浴場の類型・・・次ページ参照

2 営業許可申請時の必要書類（正副2部）

①公衆浴場営業許可申請書

②付近の見取図

（当該公衆浴場を中心とした半径200m以内の住宅、道路及び当該公衆浴場以外の公衆浴場の見取図）

③建物配置図、各階平面図、正面図、側面図及び断面図

④給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

⑤電気設備の配置及び配線を明らかにした図面並びに各個室の詳細図

（施設が条例第4条第2項第1号に規定するその他の公衆浴場であるとき）

⑥法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（発行から6か月以内のもの）

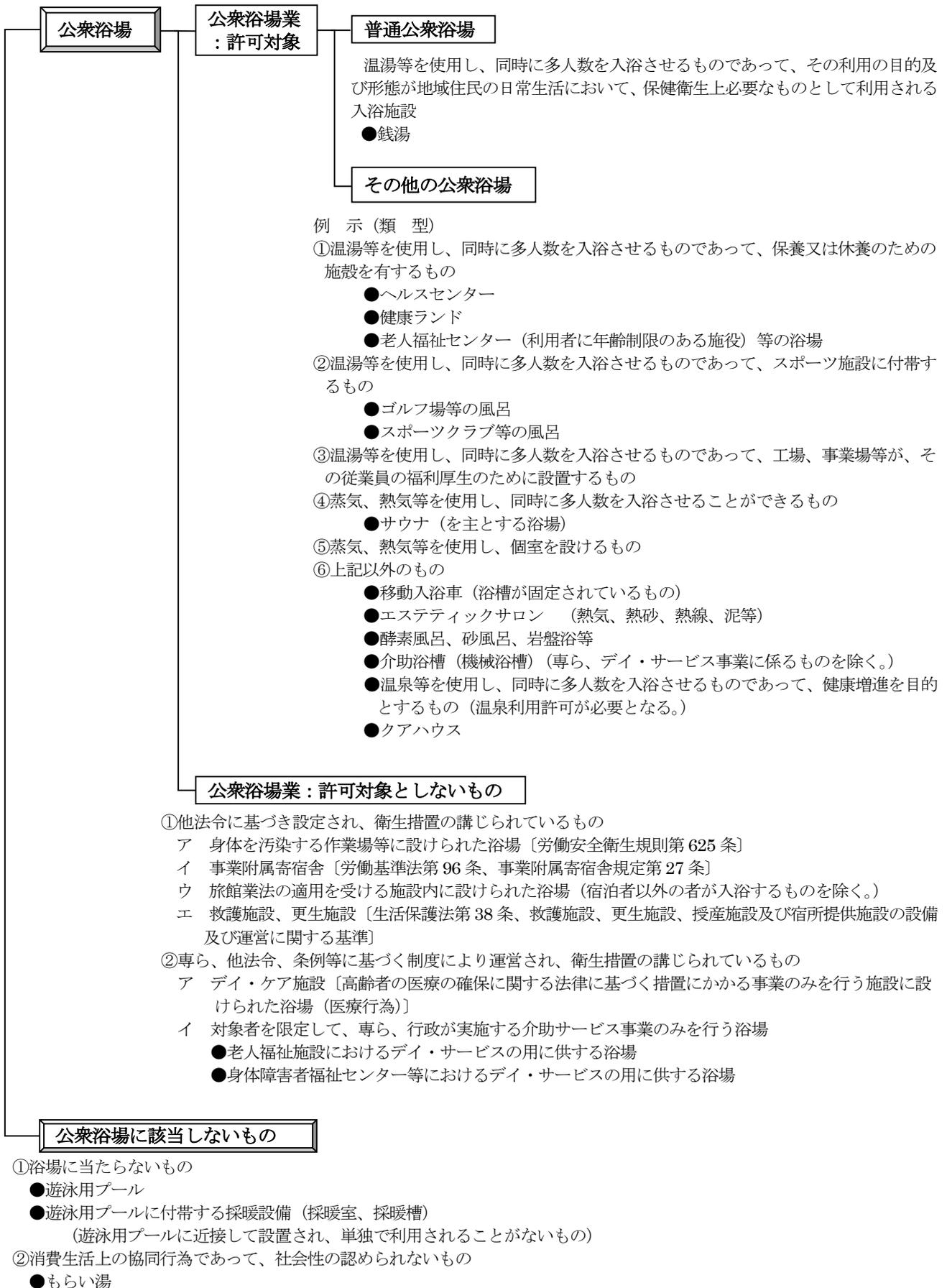
⑦公衆浴場法施行規則第1条ただし書きの規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

※営業を譲り受ける場合、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することで、上記の書類の一部を省略できる場合があります。詳しくはご相談ください。

⑧構造設備の概要

⑨申請手数料

公衆浴場の類型



項 目		基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠
浴 室	浴 槽	④入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設ける。 ●温度計のセンサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置が望ましい。従って、オカン等の付近に設置することは適当でない。	条 4-1-34
脱 衣 室		①総床面積は、男女各 15 m ² 以上 ●男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 毎時最大浴場利用人数×20/60×1.1 m ² ×1.5 注) 20：着脱衣、休憩等に要する時間 (分) 1.1 m ² ：入浴者 1 人当たりの衣服の着脱等に要する面積 1.5：脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積 ●脱衣室の床面積に含む部分：衣類保管設備、乳幼児用ベッド等入浴付帯設備として最小限必要なものの占める床面積 除外部分：洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積 ②入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設ける。 ●脱衣箱 (かご) の数は、次により算出される数以上であることが望ましい。 毎時最大浴場利用人数×50/60 注) 50：浴場利用時間 (分) ③脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示すること。	☆条 4-1-20 条 4-1-22
下 足 場		入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設ける。	条 4-1-18
入浴者用便所		①脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に、男女を区別して設ける。 ②流水式手洗いを備える。	条 4-1-23 条 4-1-23
照 明		下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において 20 ルクス以上の照度を有するようにする。	条 4-1-1
その他		①物品の販売等を行う時は、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにする。 ②入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けない。 ③貯水槽及び調節槽は、蓋付きとする。 ④排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設ける。 ⑤釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用する。 ⑥灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を設ける。 ●灰、燃え殻等が発生する場とは火たき場をいい、灰の飛散を防ぐために必要なしきりをする。 ●置かれる場所とは灰捨て場をいい、鉄板又はコンクリート等の耐火性材料で周囲を囲い、蓋付きのものとする。 ⑦建築基準法、消防法令に違反していないこと。	条 4-1-16 条 4-1-41 条 4-1-36 条 4-1-37 条 4-1-38 条 4-1-39

(2) その他の公衆浴場

項 目	基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠
施 設	<p>①脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設ける。</p> <p>②脱衣室及び浴室は、浴場外から見通せない構造とする。</p>	<p>条 4-1-17</p> <p>条 4-1-19</p>
浴室・脱衣室 共 通 事 項	<p>①男女を区別し、その境界には障壁 (高さは、おおむね 2.0m以上を標準) を設ける等相互に見通せない構造とする。</p> <p>②室内を適温に保つために必要な設備を設ける。</p> <p>③浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとする。 脱衣室の床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いる。</p> <p>④換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設ける。</p>	<p>☆条 4-1-19</p> <p>条 4-1-25</p> <p>条 4-1-28</p> <p>条 4-1-21</p> <p>条 4-2-2 カ</p>
浴 室	<p>①浴室は、適当な広さのものを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●洗い場の面積は、男女それぞれの入浴者に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 $\text{毎時最大浴場利用人数} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{ m}^2 \times 1.5$ 注) 毎時最大浴場利用人数：おおむね、平均人数の 2 倍 20：洗い場使用時間 (分) 1.1 m²：入浴者 1 人当たりの洗い場使用面積 1.5：通路等に要する面積の係数 <p>②洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させない構造とする。</p> <p>③洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適当な勾配：おおむね 1.5/100 以上 <p>④浴室には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴槽の床面積の合計は、男女それぞれの入浴者に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 $\text{毎時最大浴場利用人数} \times 10 / 60 \times 0.7 \text{ m}^2 \times 1.2$ 注) 10：浴槽使用時間 (分) 0.7 m²：入浴者 1 人当たりの浴槽使用面積 1.2：浴槽内の階段、給水 (湯) 口等に要する面積の係数 <p><浴槽を設ける場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給できる構造とする。 ●タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備を設ける。 ●入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設ける。 温度計のセンサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置が望ましい。従って、オカン等の付近に設置することは適当でない。 ●必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、小児等に配慮したものであることが望ましい。 ●浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね 5 cm 以上 (15 cm 以上が望ましい。) の適当な高さを有すること。 	<p>条 4-2-2 エ</p> <p>条 4-1-5</p> <p>条 4-1-30</p> <p>条 4-2-2 オ</p> <p>条 4-1-7</p> <p>条 4-1-32</p> <p>条 4-1-34</p>
脱 衣 室	<p>①適当な広さのものを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 $\text{毎時最大浴場利用人数} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{ m}^2 \times 1.5$ 注) 20：着脱衣、休憩等に要する時間 (分) 1.1 m²：入浴者 1 人当たりの衣服の着脱等に要する面積 1.5：脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積 ●脱衣室の床面積に含む部分：衣類保管設備、乳幼児用ベッド等入浴付帯設備として最小限必要なものの占める床面積 除外部分：洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積 <p>②入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設ける。</p>	<p>条 4-2-2 イ</p> <p>条 4-2-2 ウ</p>

項 目	基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠
履物の保管	入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設ける。	条 4-2-2 ア
入浴者用便所	①入浴者の用に供する施設がある各階（待合室、脱衣室、浴室のある階）に、入口からそれぞれ男女を区別して設ける。 ②便所が、外部に接する面がなく、窓が作れない場合は、排気口（臭気抜け）等を設ける。 ③流水式手洗いを備える。	条 4-2-2 ケ 条 4-2-2 ケ
照 明	入浴者が直接利用する場所は、床面において 20 ルクス以上の照度を有するようにする。	条 4-1-1
そ の 他	①タオル、パンツ、ガウン等を利用者に貸与する場合は、施設管理者の管理のもとに貸与され得るような場所に、保管のための設備を設ける。「受付」付近が望ましい。 ②物品の販売等を行う時は、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにする。 ③入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けない。 ④貯水槽及び調節槽は、蓋付きとする。 ⑤排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設ける。 ⑥釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用する。 ⑦灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を設ける。 ●灰、燃え殻等が発生する場とは火たき場をいい、灰の飛散を防ぐために必要なしきりをする。 ●置かれる場所とは灰捨て場をいい、鉄板又はコンクリート等の耐火性材料で周囲を囲い、蓋付きのものとする。 ⑧男性専用施設において、女性従業員がいる場合、女性従業員便所も設ける。（逆の場合も同じ） ⑨マッサージ所を設ける場合、オープン形態のものとする。 ●マッサージ施設については、関係の係と連絡すること。 ⑩建築基準法、消防法令に違反していないこと。	条 4-1-16 条 4-1-41 条 4-1-36 条 4-1-37 条 4-1-38 条 4-1-39

(3) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合

基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠
<p>次の構造設備の基準によること。</p> <p>①ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。 ●集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。 <p>②ろ過器のろ剤は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。 <p>③循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●打たせ湯等には、利用者が湯水を直接鼻から吸い込んだり、飛まつを吸引する可能性が高いため、レジオネラ属菌汚染のリスクの高い循環浴槽水を使用することを禁止する。 ●循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合は禁止とする。 <p>④浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。 ※オーバーフロー溝を含めた回収槽の系統全体は、衛生管理が非常に困難であり、レジオネラ属菌発生の温床となる可能性が高いこと、及びオーバーフロー水の再利用が新鮮な湯の補給の妨げとなり、浴槽中の水質の悪化につながる等理由からによる。 <p>⑤入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、又は飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講ずること。 ●気泡発生装置を使用する場合、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。 <p>⑥循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造とすること。 ※ろ過器等 ろ過器を使用して浴槽水を循環している場合以外に、ろ過器を使用せず、加温装置のみを経由させて循環している場合や湯水を循環させて水流を発生させる装置を有する場合も含む。 <p>⑦気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</p>	<p>条 4-1-35 条 4-1-35 ア</p> <p>条 4-1-35 イ</p> <p>条 4-1-35 ウ</p> <p>条 4-1-35 エ</p> <p>条 4-1-35 オ</p> <p>条 4-1-35 カ</p> <p>条 4-1-35 キ</p>

(4) 熱気等による入浴設備を設ける場合 *

基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠
<p>サウナ室又はサウナ設備（蒸気又は熱気のもの）を設ける場合は次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●床面は清掃が容易に行える構造とする。 ●室内には、清掃の際に使用される水が完全に屋外に排出できる排水口を設ける。 ●蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造とする。入浴者に接触する金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講じる。 ●換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設ける。 ●適温を保つため、温度調節設備を備えること。 ●危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見透しできる窓その他の装置を作る。 ●入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。 ●適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設ける。 <p>※蒸気のものにおいても設けることが望ましい。</p> <p>※温度計は室内の温度が、室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者の安全確保と清潔保持の観点から、サウナ室等の使用方法を明示する。(P26 参照) ●水浴槽を設ける場合は、利用者がサウナ室から出て、すぐ水浴槽に入ると危険をとまなうので、水浴槽の使用方法を明示する。(P11 参照) ●必要に応じて湿度計を設置すること。 	<p>条 4-2-2 キ</p>

*東京都火災予防条例（昭和 37 年東京都条例 65 号）の規定に基づく、サウナ設備の技術基準を参考

(5) 屋外に浴槽を設ける場合

基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠	
	普通公衆浴場	その他の公衆浴場
<p>屋外とは、原則として、保温のための措置が困難な場所とする。</p> <p>①屋外の浴槽及び附帯する通路等は、適当な広さのものを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴槽の床面積の合計は、男女それぞれ、その入浴者に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 <p style="margin-left: 20px;"> $\text{毎時最大浴場利用人数} \times 10 / 60 \times 0.7 \text{ m}^2 \times 1.2$ </p> <p style="margin-left: 20px;">注) 10 : 浴槽使用時間 (分)</p> <p style="margin-left: 20px;">0.7 m² : 入浴者 1 人当たりの浴槽使用面積</p> <p style="margin-left: 20px;">1.2 : 浴槽内の階段、給水 (湯) 口等に要する面積の係数</p> <p>②屋外の浴槽に附帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とする。</p> <p>③屋外には、洗い場を設けないこと。</p> <p>④屋外の浴槽は、男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とする。</p> <p>⑤汚水が滞留しないような構造とする。</p>	<p>条 4-1-33 ア</p> <p>条 4-1-33 イ</p> <p>条 4-1-33 ウ</p> <p>条 4-1-33 エ</p>	<p>条 4-2-2 ク (条 4-1-33 ア)</p> <p>条 4-2-2 ク (条 4-1-33 イ)</p> <p>条 4-2-2 ク (条 4-1-33 ウ)</p> <p>条 4-2-2 ク (条 4-1-33 エ)</p>

4 衛生管理基準

項 目	基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠
管 理 者	<p>①営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理者の資格は、特別に定めがないが、施設の一般的な衛生管理が行える者とする。 ●同一の営業者が経営する施設が近接しており、規模的に兼務して支障ないと保健所長が認める場合は、管理者は2施設までを兼務することができる。 <p>②管理者は、施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底させるとともに、従業者の衛生等の教育に努めること。</p>	条 4-3
入 浴 者 規 制	<p>①入浴者は、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>②営業者又は管理者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●伝染性の疾病にかかっていると認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。 (許可を受けたものについては、この限りではない) ●7歳以上の男女を混浴させない。 ●上記①の行為があった時は、これを制止しなければならない。 	法 5-1 法 4 条 4-1-15 法 5-2
浴 槽 水	<p>①浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。</p> <p>②浴槽水は、1日1回以上換水し、浴槽を清掃すること。ただし、規則で定める場合は、1週間に1回以上換水し、浴槽を清掃すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規則で定める場合は、次に掲げる要件を全て満たす場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器等を使用して浴槽水を循環し、かつ、当該ろ過器等、塩素系薬剤等による消毒用の設備及び浴槽水の温度を調節する設備以外の設備が設置されていないこと。 ・浴槽からあふれた湯水を浴槽水に再利用していないこと。 ・気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備が設置されていないこと。 ・浴槽が屋外に設置されていないこと。 <p>③浴槽水の水質基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ●濁度……………5度以下 ●過マンガン酸カリウム消費量……………25mg/L以下 ●大腸菌群……………1個/mL以下 ●レジオネラ属菌……………検出されないこと (10CFU/100mL未満) <p>④浴用剤等の使用は、入浴者に安全なもので、原則として浴槽の床面が容易に確認できるものを使用する。 効能表示等、他法と関連のある事項については、所管部署との調整を図る。</p>	条 4-1-7 条 4-1-8 規 9-1 規 9-1-1 規 9-1-2 規 9-1-3 規 9-1-4 条 4-1-6 条 4-1-6 ア 条 4-1-6 イ 条 4-1-6 ウ 条 4-1-6 エ
貯 湯 槽	<p>貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>①貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貯湯槽は、土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損箇所の有無、及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等を確認するため、定期的に点検を実施すること。 <p>②貯湯槽内の湯を60℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による湯の消毒を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貯湯槽の温度は、レジオネラ属菌が繁殖しないよう、通常の使用状態において、湯の補給口から底部に至るまで60℃以上になるよう温度の保持をすること。 ●塩素系薬剤による湯の消毒は、「ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置」④の浴槽水の消毒に準じ、消毒を実施すること。 <p>③貯湯槽 (温泉スタンドを含む) 内部の原湯等が長期間滞留した状態のときは、内部でレジオネラ属菌が繁殖している可能性があるため、溜まった原湯等を排出し、内部の清掃を行った後に使用すること。</p> <p>※貯湯槽 原湯等を貯留する貯湯槽をいう。</p>	条 4-1-9 条 4-1-9 ア 規 10-1 条 4-1-9 イ 規 10-2

項 目	基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠
調 節 槽	<p>調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>調節槽内部の清掃は1年に1回以上行い、消毒は1週間に1回以上行うものとする。</p>	<p>条 4-1-11</p> <p>規 12</p>
ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる ときの措置	<p>①ろ過器は、1週間に1回以上定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●砂ろ過式のろ過器の逆洗浄を行う場合は、ろ材表面の汚れ等を確実に除去するため、砂が十分に攪拌されるよう水流を調節し、効果的に行うこと。 ●逆洗浄ができないろ過器については、ろ材の交換等を行い、生物膜の形成及び汚れの蓄積防止に努めること。 ●ろ材の汚れの除去とあわせ、塩素剤によるろ過器内部の消毒を行うこと。 <p>②浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上定期的に内部の消毒を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●配管の消毒について、現在、有効と判明している方法 <p>※消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して、適切な方法を選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> *遊離残留塩素濃度を5～10mg/L程度に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法 *60℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分～数十分循環させる方法 <ul style="list-style-type: none"> ●年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うことが望ましい。この場合、過酸化水素水を使用した配管洗浄の方法は、危険かつ専門的技術がいるため、専門業者に依頼すること。 <p>③集毛器は、毎日、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塩素系薬剤等で集毛部や内部を消毒することが望ましい。 <p>④浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度 0.4mg/L以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、次に掲げる方法のいずれかにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>(1)塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。</p> <p>(2)モノクロアミン消毒による消毒を行うこと。この場合において、モノクロアミン濃度が3mg/L以上になるように保つこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用中は、遊離残留塩素濃度を適宜確認すること。なお、自動測定機器はスケールの付着等により誤差が生じるので、自動測定機器とは別に手動での測定、機器の洗浄と補正を行うこと。 ●遊離残留塩素濃度は、1.0mg/Lを超えないことが望ましい。 ●消毒装置を使用する場合は、塩素剤の補給及び機械の運転状況等について、随時確認すること。 ●洗い場の湯栓やシャワーに湯を送る調節箱を設けている場合は、汚れ等の状況について随時点検し、定期的に清掃を行うこと。 ●塩素剤以外の消毒方法 <ul style="list-style-type: none"> *温泉の泉質等のため、塩素消毒の効果が減弱する場合には、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒などの消毒方法の併用を認める。 ただし、これらの消毒方法はどれも残留性がないため、塩素剤による消毒と併用等すること。 *塩素による消毒が困難な泉質の温泉や浴用剤の使用にあつては、循環設備を使用しない(いわゆる掛け流し方式)ことが最も望ましい。 <p>⑤浴槽水については、レジオネラ属菌について、1年に1回以上定期的に水質検査を行い、検出されないことを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴槽水の水質検査は、原則として系統ごとに採水すること。 ●検査の結果基準値を超えていた場合は、速やかに衛生上の措置を講じた後、再度検査を行い不検出を確認すること。 <p>⑥貯湯槽、ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる装置及び調節槽の点検、清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浴槽及び浴槽設備消毒・日常点検記録票」や、「設備維持管理年間計画及び実施記録票」を作成すること 	<p>条 4-1-10 ア 規 11-1</p> <p>条 4-1-10 イ 規 11-2</p> <p>条 4-1-10 ウ 規 11-3</p> <p>条 4-1-10 エ 規 11-4</p> <p>条 4-1-10 オ 規 11-4</p> <p>条 4-1-12</p>

項 目	基 準 等 (指導事項を含む)	根 拠
施設・設備	①下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有すること。	条4-1-1
	②施設は、常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上掃除し、又は洗浄すること。	条4-1-2
	③脱衣室、浴室及び便所は、必要に応じて消毒すること。	条4-1-3
	④浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況について、毎月1回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。	条4-1-4
	⑤洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。	条4-1-5
	⑥脱衣室に敷物等を置く場合には、衛生的に管理すること。	
貸与物品	タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりを除く。)を貸与するときは、この限りではない。 タオル、くし、ガウンなどを入浴者に貸与する場合は、必ず一客ごとに消毒した清潔なものを貸与することとし、使用前のものと使用後のものは明確に区分して処理できるようにすること。 かみそりについては、貸与せず、一客ごとに新しいもののみを提供すること。 また、使用済みのかみそりを放置しないこと。	条4-1-14
飲料水	できる限り設置する。 ①飲料水の表示をする。 ②飲料水の水質は、水道法に定める水質基準に適合するもの。 ③浴用貯水槽を経由しないで供給する。	条4-1-40 条4-1-40 条4-1-40
風 紀	善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けない。	条4-1-13
そ の 他	営業時間は、玄関、出入口等外部から見やすい箇所に掲示する。	
物品販売等	①物品の販売等を行う時は、入浴機能及び清潔保持を阻害しない。 ②アルコール販売は、入浴後の取扱いとし、脱衣室及び浴室において行わない。	条4-1-16
サウナ等	サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気のもの)を設ける場合 ①営業者又は管理者は、サウナ室内の温度を常時把握し、温度計及び温度調整装置等については、絶えず点検を行う。 ②利用者に対し、サウナ室等の使用方法を明示する。(◎参考) ③利用者に対し、水浴槽の使用方法を明示する。(◎参考)	

◎参 考

サウナ室等の使用方法の明示 (例)

サウナ風呂をご利用の皆様へ

- 1 次の方は入浴をご遠慮下さい。
 - (1) 医師から熱気浴、温水浴を禁じられている方
 - (2) 感染性の病気にかかっている方
 - (3) 心臓系に異常のある方
 - (4) ひどく疲れている方
 - (5) 酒気をおびている方
- 2 他の入浴客に迷惑をかけるおそれのある行為は、ご遠慮下さい。
- 3 浴室及びサウナ室での次の行為は、おやめ下さい。
 - (1) 喫煙
 - (2) 新聞、雑誌等の持込み
 - (3) 飲食物の持込み
- 4 メガネ、時計等のサウナ室への携帯は、破損のおそれがありますのでご注意下さい。

水浴槽の使用方法の明示 (例)

水浴槽を利用する方へお願い

- 1 心臓病、腎臓病、高血圧等の方は、ご遠慮下さい。
- 2 水浴する前には必ず、足元、膝、大腿、上半身の順に水をかけてから入るようにして下さい。

5 その他手続き

(1) 新設以外の許可申請

①名義変更（A社⇄B社、個人⇄法人等）

営業施設には変更がなくても、経営主体に変更が生じた時は、新規の取り扱いとなり、新たな許可が必要となります。（法律上、人格が違うこととなるため）

ただし、以下の場合、手続きが異なります。

- ・相続の場合……………(2)－①「相続による承継承認」参照
- ・法人の合併・分割の場合……………(2)－②「法人の合併又は分割による承継承認」参照
- ・組織変更（法で認められた改組）の場合……………(3)「変更・廃止の手続き」参照

②増改築等

- ・増改築の場合

既に許可を受けた営業施設の構造設備を著しく変更し、その構造設備が同一性を失っている場合は、新規許可となります。

この場合「同一性」の判断基準の一つとして、

ア 許可を受けた営業施設のおおむね50%以上の改築

イ おおむね100%以上の増築及び増改築（例：30%改築+80%の増築の場合）

の時は、同一性が失われたものと扱われます。

- ・施設の移動

許可を受けた営業施設が都市計画その他によって、同一地番内で同一施設のものが移動し、場所だけ変更のあった場合でも、新規許可となります。

- ・営業の種別を変更する場合

例：普通公衆浴場⇄その他の公衆浴場

(2) 承継

①相続による承継

個人営業で営業者が死亡した場合、その相続人は当該営業者の地位を承継します。この地位を承継した者は、その旨を延滞なく届け出なければなりません。

●必要書類

- ・承継届
- ・戸籍謄本（相続人全員が確認できる公文書）又は法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

②法人の合併又は分割による承継

許可を受けている法人が、合併又は分割により消滅する場合、その後存続する法人、もしくは設立された法人は、当該営業者の地位を承継します。この地位を承継した者は、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。なお、吸収合併により、許可を受けていた法人が存続する場合で、代表者等に変更があった場合は変更届が必要となります。

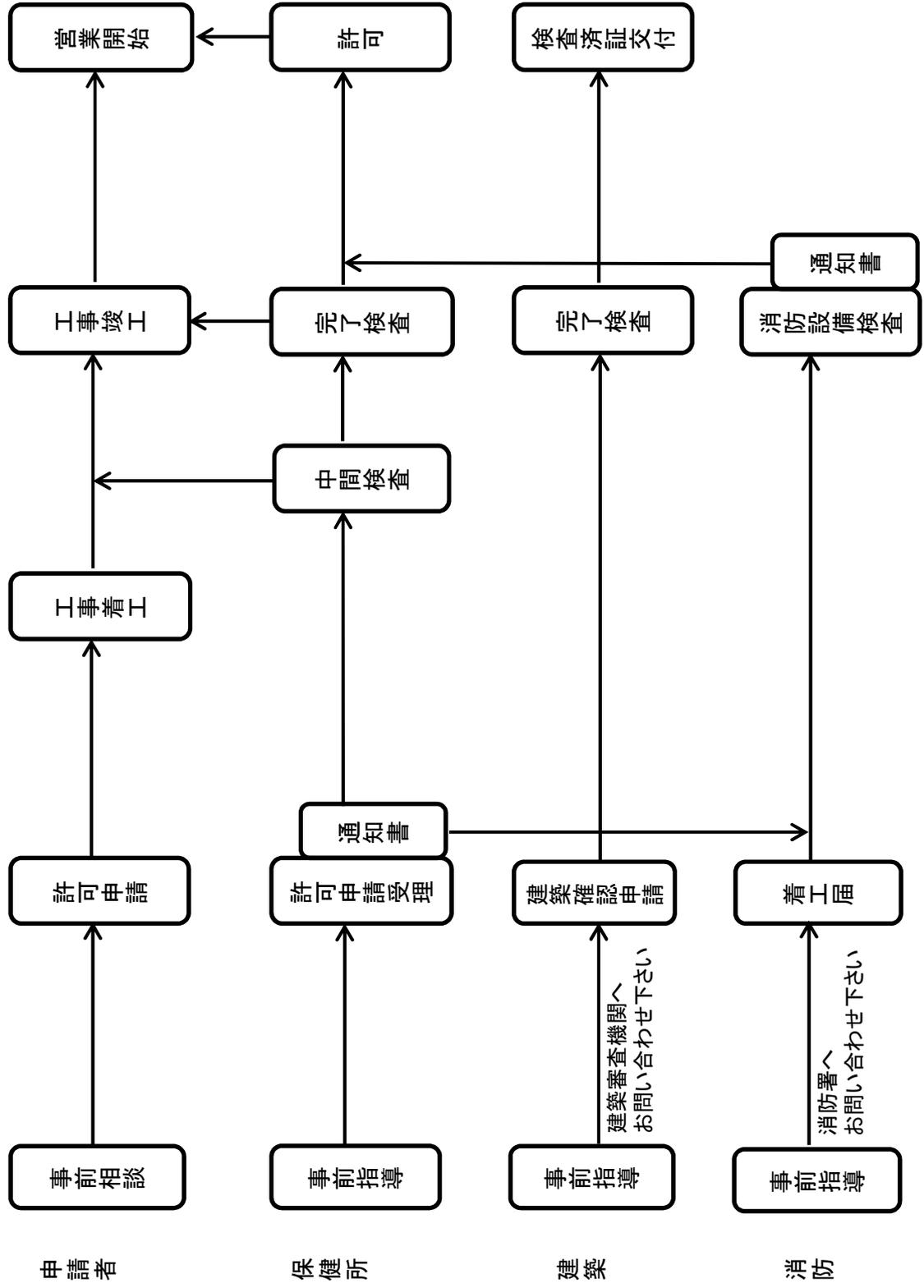
●必要書類

- ・承継届
- ・定款又は寄附行為の写し
（合併又は吸収合併後存続する法人、合併又は分割により設立される法人のもの）
- ・登記事項証明書（合併又は分割登記後）

(3) 変更・廃止

届出すべき事項		提出書類等
名称、 管理者等の変更		①変更届
法人	代表者変更 名称変更 所在地変更	①変更届 ②法人の登記事項証明書（発行から6か月以内の履歴事項全部証明書） ※閉鎖事項全部証明書が必要な場合もあります。
構造設備の変更（50%未満の変更） 〈注意〉事前に保健所に相談してください。		①変更届 ②変更内容のわかるもの
廃止・停止（休業）		①廃止（停止）届 ②廃止の場合は、許可書

6 許可までのフローチャート（その他の公衆浴場）



7 関係機関一覧

建 築 江東区都市整備部建築課建築係
江東区東陽 4-11-28 TEL (3647) 9743

消 防 署 深川消防署 予防課 予防係
江東区木場 3-18-10 TEL (3642) 0119 (代)
深川消防署 有明分署 予防指導係 (臨海地区)
江東区有明 1-2-43 TEL (3529) 0119 (代)
城東消防署 予防課 予防係
江東区亀戸 6-42-9 TEL (3637) 0119 (代)

警 察 署 深川警察署
江東区木場 3-18-6 TEL (3641) 0110 (代)
城東警察署
江東区北砂 2-1-24 TEL (3699) 0110 (代)
東京湾岸警察署
江東区青海 2-7-1 TEL (3570) 0110 (代)

公衆浴場の構造・衛生管理の基準と手続き

編集・発行 江東区保健所生活衛生課環境衛生係

江東区東陽 2-1-1

TEL (3647) 5862